

介護老人福祉施設 春輝苑 利用料金表（平成30年4月より）

① 施設利用料【多床室・従来型個室】

要介護度 () 単位数	要介護1 (557) 単位数	要介護2 (625) 単位数	要介護3 (695) 単位数	要介護4 (763) 単位数	要介護5 (829) 単位数
加算	加算 97単位 ※詳細は加算一覧のとおり 上記加算は「日常生活支援加算(36単位)・栄養マネジメント加算(14単位)・看護体制加算I(4単位)・ 夜勤職員配置加算(13単位)・口腔衛生管理体制加算(30単位)」				
自己負担分(1割)	654円	722円	792円	860円	926円
自己負担分(2割)	1,308円	1,444円	1,584円	1,720円	1,852円

② 居住費・食費

負担限度額	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
多床室	0円	370円	370円	840円
従来型個室	320円	420円	820円	1,150円
食費	300円	390円	650円	1,380円

③【多床室】31日のおおよその料金・平成30年4月1日から

処遇改善加算I		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
1割・2割					1割負担	2割負担(※)
1,608・3,216	要介護1	33,324円	47,584円	55,644円	92,884円	112,218円
1,783・3,566	要介護2	35,432円	49,692円	57,752円	94,952円	116,434円
1,964・3,927	要介護3	37,602円	51,862円	59,922円	97,122円	120,774円
2,138・4,277	要介護4	39,710円	53,970円	62,030円	99,230円	124,990円
2,308・4,616	要介護5	41,756円	56,016円	64,076円	101,276円	129,082円

③【従来型個室】31日のおおよその料金・平成30年4月1日から

処遇改善加算I		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
1割・2割					1割負担	2割負担(※)
1,608・3,216	要介護1	43,244円	49,134円	69,594円	92,884円	112,218円
1,783・3,566	要介護2	45,352円	51,242円	71,702円	94,952円	116,434円
1,964・3,927	要介護3	47,522円	53,412円	73,872円	97,122円	120,774円
2,138・4,277	要介護4	49,630円	55,520円	75,980円	99,230円	124,990円
2,308・4,616	要介護5	51,676円	57,566円	78,026円	101,276円	129,082円

※【多床室】【従来型個室】利用料金にその他の日常生活費150円/日は含まれています。

介護給付費及び体制加算等には（川口市の地域単価10.27を上乗せした単価となります。）介護職員処遇改善加算I（総単位数に83/1000を乗じた単位数を算定）月ごとの集計を国保連への請求と振り分ける関係から1日あたりの単価は1円単位で変動する場合があります。

④ 加算一覧「※施設利用料に含まれる加算については下記一覧のとおりです。」

加算項目	内容	単位数
日常生活支援加算	新規入所者のうち要介護4・5の入所者が一定割合以上であり、介護福祉士を一定以上配置している	36
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置している場合	4
看護体制加算（Ⅱ）	基準+1以上の看護職員を配置、看護職員と連絡体制を確保している場合	8
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	人員基準+1以上の介護、看護職員を夜間に配置	13
栄養マネジメント加算	管理栄養士を配置し、多職種で栄養ケア計画を作成し実施している	14
口腔衛生管理体制加算 （1月につき）	歯科医師又は、歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行った場合	30
介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位×83/1000（1月につき）	

（該当した場合）

個別機能訓練加算	機能訓練指導員等により機能訓練を行う	12
経口移行加算	医師の指示にて経管栄養者に対して経口摂取を進めていく場合	28
経口維持加算Ⅰ（1月につき）	医師の指示にて著しい摂食機能障害を有し誤嚥が認められ経口摂取の特別な管理が必要な場合	400
経口維持加算Ⅱ（1月につき）	医師の指示にて摂食機能障害を有し誤嚥が認められ経口摂取の特別な管理が必要な場合	100
療養食加算	医師の指示にて療養食を提供した場合	18
口腔衛生管理加算 （1月につき）	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合	90
初期加算	入所日から30日間及び30日を超える入院から再入所時	30
外泊時費用	病院等に入院を要した場合及び外泊をした場合（月6日・複数月12日限度）	246
外泊時在宅サービス費用加算	居宅に外泊時、在宅サービスを利用した場合6日間限度	560
配置医師緊急時対応加算	急変時等医師が施設を訪問した場合（1）早朝等（2）深夜	(1) 650 (2) 1,300
看取り介護加算Ⅰ	死亡日以前4日以上30日以下	144
看取り介護加算Ⅰ	死亡日以前2日又は3日	680
看取り介護加算Ⅰ	死亡日	1,280
在宅・入所相互利用加算	複数の在宅介護利用者で同一の個室を計画的に利用する場合	40
退所時等相談援助加算	（1）退所前訪問相談援助加算・退所後訪問相談援助加算	（1）460
	（2）退所時相談援助加算	（2）400
	（3）退所前連携加算	（3）500
再入所時栄養連携加算	入所者が退院時、病院、施設管理栄養士が連携した場合（1回限り）	400
低栄養リスク改善加算	低栄養の方で計画を作成し定期的に食事等の観察した場合（1月につき）	300
排泄支援加算	排泄障害等にて支援計画を作成し改善にむけて支援した場合（1月につき）	100
褥瘡マネジメント加算	褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡ケア計画を実施、評価した場合（1月につき）	10
身体拘束廃止取組の有無	身体拘束の研修、3ヵ月に1回委員会開催、拘束記録等実施していない場合	10%/日減算

⑤ その他の料金

(1) その他の日常生活費・・・1日あたり150円

歯ブラシ、義歯洗浄剤、義歯ケース、ボックスティッシュ、口腔用ガーゼ、フェイスタオル、カミソリ、フェイスクリーム等の費用を施設でご用意するものをご利用いただく場合にお支払い頂きます。※但し、ご家族様にてご用意できる場合には必要ありません。

・ご家族にて用意 ・施設にて用意

(2) クラブ参加費・・・1回あたり100円～500円

(3) 理美容・・・1回あたり1,500円

(4) 行政事務手続き代行・・・実費

※食事、居住費係わる費用について、負担限度額認定を受けている場合、認定証に記載している負担限度額とします。

(別紙)

1、一定以上の所得者の利用負担の見直し（平成27年8月実施）

今後さらに介護費用の増加が見込まれる中で、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ高齢者世帯内で負担の公平化を図っていくために利用者負担割合を見直します。

従来介護サービスを利用した際の利用者負担は1割とされてきましたが、平成27年8月より一定以上の所得がある第1号被保険者（65歳以上）の利用者負担が2割となります。

要件		利用者負担
合計所得が160万円未満の方		1割負担
合計所得が160万円以上の方	同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得を合わせた金額が単身世帯で280万円未満の方、2人以上の世帯で346万円未満の方	1割負担
	上記以外の方	2割負担

2、負担限度額認定の勘案方法の見直し

特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）の支給条件を見直します。

介護保険施設等に入所した際にかかる費用のうち、低所得者の食費や居住費を補助する負担限度額認定をしていますが、在宅で生活する方との公平化を図り、預貯金等の負担能力を公平に勘案する為、以下の見直しを行います。

預貯金等の勘案	単身世帯1,000万円以下、夫婦世帯2,000万円以下
配偶者の所得の勘案	別世帯であっても所得を合算
非課税年金の勘案	遺族年金、障害年金等（平成28年8月実施）

3、高額介護サービス費の基準額変更

同じ月に利用した介護保険の利用負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）が変わります。区分に「現役並み所得者」が新設され、上限額は44,400円になります。

※「現役並み所得者」とは、同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、年収が単身世帯で383万円以上、2人以上の世帯で520万円以上の方です。

※平成27年8月より一定以上の所得者の利用負担の見直し、負担限度額認定の勘案方法の見直し、高額介護サービス費の基準額変更がございます。申請方法等について市町村等より通知がございましたらお知らせ致します。ご不明な点につきましては春輝苑までお問い合わせ下さい。